

関係人口の創出・深化を図る交流基盤構築業務委託 仕様書

本契約は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとし、実施にあたっては魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号）等の関係規定を遵守すること。なお、実施にあたっては、魚沼市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産を適正に取り扱うこととし、情報セキュリティ特記事項を遵守すること。

1 業務の概要

本業務は、魚沼市（以下「本市」という。）に関心を持つ多様な人々に対し、地域との関わりを創出し、継続的な来訪及び活動参加につなげるための交流基盤を設計・構築するものである。また、本業務においては、関係人口の創出及び深化を図るとともに、ユーザーの行動及び関係性の可視化を行い、将来的な担い手活動への接続を見据えた仕組みの構築を目的とする。

なお、本業務は、国において構築が進められている「ふるさと住民登録制度」との接続を見据えた取組として実施するものとする。

2 件名等

番 号：令8地第8号

件 名：関係人口の創出・深化を図る交流基盤構築業務

履行期間：契約締結の日から令和9年3月31日まで

履行場所：魚沼市 小出島 地内

3 業務項目

(1) 業務計画の策定

受注者は、本業務の実施にあたり、業務全体の進行管理及び品質確保を図るため、次に掲げる内容を含む業務計画書を作成し、本市の承認を得ること。

ア 本業務の実施方針

イ 業務スケジュール

ウ 実施体制及び役割分担

エ 成果物の作成計画

オ リスク管理及び課題対応方針

なお、業務計画書は、契約締結後速やかに提出するものとし、本市との協議により必要に応じて見直しを行うこと。

(2) 交流基盤の設計及び構築

受注者は、本市に関心を持つ多様な人々に対し、地域との関わりを創出し、継続的な来訪及び活動参加につなげるための交流基盤を設計し、構築すること。交流基盤の設計及び構築にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。

ア 利用者視点に立った設計

利用者が直感的に操作でき、継続的な利用を促すことができる構成とすること。

イ 行動創出を意識した導線設計

情報閲覧にとどまらず、イベント参加、地域活動への参画等の行動につながる導線を確保すること。

ウ 関係性の蓄積が可能な構造

利用者の閲覧、参加等の行動履歴を蓄積し、関係性の把握及び分析が可能となる構造とすること。

エ 柔軟性及び拡張性の確保

将来的な機能追加や制度変更に対応可能な構造とすること。

オ 既存施策との連携

本市が実施する関係人口施策（魚沼市応援団、各種イベント等）と連携可能な構成とすること。

カ 国制度との接続を見据えた設計

国が構築を進める「ふるさと住民登録制度」との接続を見据えた構成とすること。

(3) 情報発信及びコンテンツ整備

受注者は、本市の魅力、地域課題、イベント情報及び担い手活動等に関する情報について、利用者の関心を喚起し、行動につなげるためのコンテンツの整備及び情報発信の仕組みを構築すること。情報発信及びコンテンツ整備にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。

ア 利用者の関心に応じた情報提供

利用者の属性や関心に応じて、適切な情報を提供できる構成とすること。

イ 行動につながる情報設計

単なる情報提供にとどまらず、イベント参加や地域活動への関与につながる内容とすること。

ウ 継続的な情報発信が可能な仕組み

本市職員が容易に情報の登録、更新及び管理を行うことができる仕組みとすること。

エ 多様な情報の整理及び体系化

イベント情報、地域活動、担い手募集等の情報を整理し、利用者が目的に応じて検索・閲覧できる構成とすること。

オ 既存媒体との連携

本市が運用する既存の情報発信媒体との連携を考慮した構成とすること。

(4) 関わりの機会の可視化及び参加導線の整備

受注者は、本市に関心を持つ利用者が地域との関わりを具体的な行動へと移行できるよう、関わりの機会の可視化及び参加導線の整備を行うこと。関わりの機会の可視化及び参加導線の整備にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。

ア 多様な関わりの機会の整理及び提示

イベント参加、ボランティア活動、副業等、多様な関わりの機会を整理し、利用者に分かりやすく提示できる構成とすること。

イ 利用者の関心に応じた導線設計

利用者の関心や状況に応じて、適切な関わりの機会へと導く導線を確保すること。

ウ 行動への移行を促す仕組み

情報閲覧から申込、参加、来訪へと円滑に移行できる仕組みとすること。

エ 継続的な関与を促す設計

単発の参加にとどまらず、継続的な関与につながる仕組みとすること。

オ オンラインとオフラインの連動

デジタル上の関係構築を実際の来訪及び活動参加につなげることができる構成とすること。

(5) データ取得及び分析環境の構築

受注者は、本業務の効果検証及び継続的な改善を可能とするため、利用者の行動及び関係性に関するデータを取得・蓄積し、分析できる環境を構築すること。データ取得及び分析環境の構築にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。

ア 行動データの取得

利用者の閲覧、申込、参加等の行動に関するデータを取得できる仕組みとすること。

- イ データの蓄積及び管理
取得したデータを継続的に蓄積し、適切に管理できる構成とすること。
 - ウ 関係性の可視化
利用者の関与状況を把握し、関係性の変化を可視化できる仕組みとすること。
 - エ 分析及び効果検証
本業務で設定する指標に基づき、施策の効果を分析及び検証できる環境とすること。
 - オ 改善につながる活用
分析結果をもとに、施策の改善及び見直しにつなげることができる構成とすること。
- (6) 運用設計及び実証
- 受注者は、構築した交流基盤について、実際の利用を想定した運用設計を行うとともに、実証的な運用を通じて効果の検証を行うこと。運用設計及び実証にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。
- ア 運用体制の設計
本市及び関係者における役割分担を整理し、継続的な運用が可能となる体制を設計すること。
 - イ 運用方法の整理
情報発信、参加者管理、データ管理等の運用方法を整理し、実務に即した運用手順を構築すること。
 - ウ 実証運用の実施
構築した交流基盤を用いて実証的な運用を行い、利用状況及び課題を把握すること。
 - エ 効果検証
実証運用の結果を踏まえ、利用者の行動及び関係性の変化について検証を行うこと。
 - オ 課題の抽出及び改善の方向性整理
実証運用により明らかとなった課題を整理し、改善の方向性を明確にすること。
- (7) 改善提案及び報告
- 受注者は、本業務の実施結果を取りまとめるとともに、今後の関係人口施策の高度化に資する改善提案を行うこと。改善提案及び報告にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。
- ア 実施結果の整理
本業務における取組内容、利用状況及び実証運用の結果について整理すること。
 - イ 効果検証の結果の整理
利用者の行動及び関係性の変化について分析し、その結果を整理すること。
 - ウ 課題の整理
実施結果を踏まえ、運用上及び仕組み上の課題を明確にすること。
 - エ 改善提案
課題に対する具体的な改善策を提示し、今後の施策展開に資する提案を行うこと。
 - オ 報告書の作成
本業務の実施結果及び改善提案を取りまとめた報告書を作成し、本市に提出すること。
- (8) 既存施策との連携
- 受注者は、本市が実施する関係人口施策及び関連事業と連携し、既存の取組により形成された関係性を本交流基盤に取り込み、継続的な関与へとつなげる仕組みを構築すること。既存施策との連携にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。
- ア 既存施策の整理及び活用
魚沼市応援団、各種イベント等、本市の既存施策を整理し、それらを交流基盤上で活

用できる構成とすること。

イ 関係性の蓄積及び一元化

既存施策を通じて形成された利用者との関係性を把握し、交流基盤上で一元的に管理・活用できる仕組みとすること。

ウ 継続的な関与への導線設計

既存施策への参加を契機として、他の活動や来訪へとつながる導線を確保すること。

エ オンラインと現場の接続

イベント等の現場で生まれる関係性を交流基盤に取り込み、継続的な関与につなげる仕組みとすること。

オ 施策横断的な活用

複数の施策を横断的に活用し、関係人口の段階的な深化を図ることができる構成とすること。

(9) 国制度との接続を見据えた設計

受注者は、国において構築が進められている「ふるさと住民登録制度」との接続を見据え、本業務で構築する交流基盤について、将来的な制度連携が可能となる設計を行うこと。国制度との接続を見据えた設計にあたっては、次に掲げる事項を踏まえること。

ア 関係人口情報の整理及び活用

利用者の行動及び関係性に関する情報を整理し、将来的に制度との連携に活用可能な形で管理できる構成とすること。

イ 拡張性及び柔軟性の確保

制度の仕様変更や運用方針の変化に対応できるよう、柔軟かつ拡張性のある構造とすること。

ウ 段階的な連携を見据えた設計

現時点において制度の詳細が確定していないことを踏まえ、段階的な連携が可能となる設計とすること。

エ 本市施策との整合

本市が推進する関係人口施策及び二地域居住の考え方と整合した構成とすること。

4 成果物の提出

受注者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる成果物を作成し、本市に提出すること。

(1) 業務計画書

(2) 交流基盤一式

本業務により設計及び構築した交流基盤（システム、設定情報、関連資料を含む一式）

(3) 運用設計書

運用方法、役割分担及び運用手順等を整理したもの

(4) データ分析結果

(5) 改善提案書

(6) その他本市が必要と認めるもの

5 非機能要件

(1) セキュリティ

本市の情報セキュリティポリシー及び関係規定に基づき、適切なセキュリティ対策を講じること。

(2) 可用性

利用者が安定して利用できるよう、適切な稼働環境を確保すること。

- (3) 操作性
利用者及び本市職員が容易に利用できる操作性を確保すること。
- (4) 拡張性
将来的な機能追加や制度変更に対応可能な構成とすること。
- (5) 運用性
本市において継続的な運用が可能となるよう、運用負担に配慮した設計とすること。

6 留意事項

- (1) 協議及び報告
本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定すること。また、本市から求めがあった場合は、業務の進捗状況等について適宜報告すること。
- (2) 関係者との連携
本業務の実施にあたっては、監督員及び関係団体等と連携し、円滑に業務を進めること。
- (3) 柔軟な対応
本業務の目的を達成するため、本市の指示に基づき、必要な調整及び対応を行うこと。

以上